

京都市上下水道局告示第2号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可の告示（令和6年3月29日京都府告示第148号）があったので、都市計画法第66条の規定により事業の施行について以下のとおり告示します。

令和6年4月12日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道

3 事務所の所在地

京都市南区上鳥羽鉾立町1-1番地3
京都市上下水道局

4 事業施行期間

昭和48年7月6日から令和8年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

(上下水道局下水道部計画課)